付託事件審査報告書

定に関すること(平成23年らないまちづくり条例の制 議案第54号上 審查項目 4日付託) 士幌町原発

特別委員会としての審議結

各位の積極的な意見や質疑を各課説明員のご協力と、委員 頂き感謝するところです。

2. 調査年月日 旦 亚 4 回 -成23年 、 11 月 18 日、 11 4 月 25 日 計 11

り、かみしほろ5000本のり、かみしほろ5000本の

り、かみしほろ500先月号でお伝えし

一士幌町原発いらないまちづ

0)

経過に

しつ

国同

3.審査場所

上士幌町議会議場

者8名、賛成者1 (起立採決で条例制定に反対 審査結果 名

し、慎重審議されました。計4回の特別委員会を開催

置、特別委員会に付託となり例制定審査特別委員会を設

続審査となり、直接請求の条た。その結果、同臨時会では継

案については、第8回臨時会

にて上程され、審議されまし

い町づくり条例」の条例制定あった「上士幌町原発いらな

審査を行ってまいりました。
町民835名の署名を受け、
た意見書に対する質疑など、
た意見書に対する質疑など、
開催し、法に基づく意見陳述 審査特別委員会が設置されま 程され、直接請求の条例制定日召集の第8回臨時議会で上 については、平成23年11月4直接請求による条例の制定 参考人の皆さんや理事者・

て掲載いたします。 告がありましたので、抜粋

日開催の第9回定例会にて報

れた内容については、12月6

この特別委員会にて審議さ

起立採決により反対者多数に特別委員会において、委員の4回直接請求の条例制定審査果は、11月25日に行われた第 より「否決すべきもの」と決定

福島第1原子力発電所の事故る津波により、被害を受けた の問題、電気エネルギ 発電所の放射能の怖さや今後 民、私たち議員を含め、原子 の皆さまの願いや、多くの町 5000本のひまわりの会」 は、直接請求した「かみしほろ

じ思いであります。

に発生した東日本大震災によしかし、平成23年3月11日 致しました。

▲第1回特別委員会の様子(平成23年11月4日撮影)

ギー活用への計画的転換を求 識させられたものでした。 民、町民としての課題を再認 じくするものであり、国、り方を含め、多くの思いを の皆さんや町民の皆さんと同 める意見書」の内容は、請求者 力発電依存から自然エネル 27日に議員の総意として採択 し関係機関に提出した「原子 今回の審議において、9月

進めてまいりま 基本に議会として活動を取り 受け止め、町民の安心・安全を 町民の皆さまの思いを真摯に 今後におきましても多く \dot{O}

5. 意見陳述

び施行令第9条の2)(地方自治法第74条第 安藤御史氏· 4 項及

分間議場において 午後1時30分から 30 11

▼日時及び場所 秋田裕夢氏・木村美香氏の ▼意見陳述人 亚

3

-成23年

要望により1人10分、3名30は、直接請求者の秋田代表とは、直接請求者の秋田代表とは、直接請求者の秋田代表と 疑が行われた。制定の理由や経過について質 ▼秋田裕夢氏・木村美香氏の6.参考人質疑 分で実施 ▼参考人質疑 ▼日時場所 午後2時から、議場 竹中町長、千葉副 平成23年11月11 委員から条例

2 名

 \blacksquare 8

意見陳述の概要

審査結果

①安藤御史さんの意見陳述

過去の歴史から国を大きく

●町長意見質疑 条例に付された内容と理事者の考え、条

▼日時場所 平成23年11月18財政課長、杉本主査、杉原主査

の意見に対する質疑 ·説明員 条例の制定に対する町長 高嶋総務課長、野中企画

ざる得ないことになった。こ
返しのつかない犠牲を、払わ
の妥当性とは何であったのだ ら、工作に従った福島の人々る。国策だから地方からの発る。国策だから地方からの発変えるのは、最初は地方から

して苦悩の共感、同情だけでまた、被災された方々に対

▲左から安藤御史氏、秋田裕夢氏、木村美香氏

を防ぐもっとも有効な事は原 康障害を起こす事が原発事故 ておきたい。 は何も変らないことも強調し 次世代の子供達が最初に健

上士幌町原発いらないまちづくり条例(案)

かみしほろ5000本のひまわりの会より直接請求のあった条例内容(抜粋

ここで暮らす住民全てにとって、なにものにも代え難い貴重な財産であり、これからもここで暮らし続ける子供 上士幌町の豊かな大地は、 たちに守り残していくべきものです。

町の大地と、それを担う次世代の子供たちに禍根を残さぬよう、できる限り速やかに原発の停炉、そして廃炉を目指すために「原発いらな いまちづくり」を進めていくことで、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1章 総則
(目的)第1条 この条例は、町の大地と、それを担う次世代の子供たちに禍根を残さぬよう「原発いらないまちづくり」を進めていくことで、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。
(定義)第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)町民 町内に居住し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。
(2)事業者 町内で事業活動を行う全ての者をいう。
(3)原発 電気事業法、原子力基本法核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に拠り、日本国内に設置されている商用原子力

い事である。

(3) 原発 電気事業法、原子月至平内後の4178月、120mで1825年 発電所をいう。 (基本理念)第3条 「原発いらないまちづくり」を推進するために以下の各号に関して取組んでいくものとする。そのために町、町民、及び 事業者が互いに理解、協力、連携して進めていくことが望ましい。 (1) 「原発いらないまちづくり」の第一歩として、少しても原発への依存度を減らしていくため、町と住民の節電意識を高め、実践していく。 (2) 原発によるエネルギーからの脱却を推進するために、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス燃料など)の導入を奨励、補助していく。 (3) 現在稼働中の泊原発及び全国の原発の早期停炉、何年が後を目標とする完全廃炉のために、速やかな再生エネルギーへの転換を国、北海道及び関係機関に要望していく。 (4) 「原発いらないまち」として、商用、研究用を問わず放射性物質を扱ういかなる施設の誘致及び参画を行わない。 (町の書森) 第4条 町は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という) に基づき、施策を実施するよ

(町民の責務) 第5条 町民及び事業者は、この条例の「基本理念」に基づき町が実施する施策に協力し、未来にわたって安心安全に暮らせる 地域社会の実現に向けて努力する。

(計画の策定等)第6条 町は、この条例に基づく施策を実施するために計画を策定する。その際町民及び事業者も参画できるよう、町民及び 事業者との意見を交換する場を設けるものとする。 (情報の公開) 第7条 町は、原発廃炉までの間、町民の安心と安全を守るために国、北海道及び関係機関から情報の提供を受け、町民に公開

するものとする。

(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

上士幌町原発 いらな まちづく

O)

経過に

過ちを繰り返さないために をやめること。二度と同じ

で多くの事を考え、実効性ので多くの事を考え、実効性ので多くの事を考え、実効性のである。 なった。 請求の署名活動をすることに ちに、脱原発条例の住民直接 ある働きかけを模索するう

後も稼働し続ければ危険な放理の目途はたっていない。今40年も稼働しているが最終処 完全、日本では54基の原発が 危機感を持っている。 射性廃棄物が日々増え、強 解決でありシステムとして不 原子力発電は最終処分が未 1)

増えてきている。 のように、自然エネルギーを国の梼原町や東北の葛巻町等 町を挙げて取り組む自治体が 自給できればすばらしい。四 食料もエネルギーも地域で

実績のある電源開発と自:

災害に強く雇用も増えるかもんで頂けたらと思っている。 しれ ない

だくことは、もしかしたら上 生活を第一」に宣言していた 指しすこやかな命と、安全な だそうだが、今、 うのは、全国で初めてのこと 脱原発をうたった条例とい 「脱原発を目

に発信してほしい。 も自然も健康でなくてはなら 人が輝く北の元気まちは人

部分があるのは確かである。の提案した条例案と重複するであると考える。今回の私達あり、大変に素晴らしい条例

本条例の制定は環境条例と

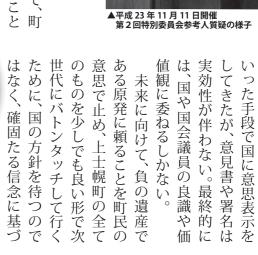
を高らかに宣言しているのでの条例で取り組んでいることが明確に示されない中で、町

町長の意見書にある平成16③秋田裕夢さんの意見陳述

を構築するために、国の方針への負荷の少ない循環型社会温暖化、地球環境の保全、環境 精読した。施策の基本方針で 年制定の「上士幌基本条例」を ある第7条においては、地球

> 二度と起こさないためにも有 す可能性のある原発事故を、 環境にも最悪の被害をもたら 町民の命とこの素晴らしい住 同様に充分に妥当性があり、

▲平成 23 年 11 月 11 日開催 第 2 回特別委員会参考人質疑の様子



値観に委ねるしかない

未来に向けて、負の遺産で

は、国や国会議員の良識や価

18日◆第3回直接請求の条例制定審査特別委

して「否決すべきもの」と決定。

い。内容で町の条例には馴染まな 利は、憲法や法律保障される は、国の責任で安心・安全、快▼今回の原子力発電の問題 適で文化的な生活を営む権

4日◆第8回議会臨時会にて条例案が上程。特

会を開催。審議方法等が決定。

11日◆第2回直接請求の条例制定審査特別委員

◆第1回直接請求の条例制定審査特別委員

会を開催。5000本のひまわりの会の代表

者に参考人質疑、意見陳述が行われる。

別委員会に付託となる。

れました。)

で表明することで、この条例いた意思表示を条例という形

示を条例という形

の制定を願う

1名、反対8名となり、特別委員会と

意義なものである。

くの自治体が署名や意見書と 事故後、上士幌町議会や多

5名の委員から反対討論がさ(11月25日の特別委員会にて■反対討論の概要

平成 23 年1 1月~ 12月

員会を開催。町長に対する質疑を行う。 25日◆第4回直接請求の条例制定審査特別委 員会を開催。委員討論が行われる。起 立採決の結果、条例制定に対し、賛成

【12月】

6日◆第9回議会定例会にて条例案が否決。

【11月】

- 自給を取り組電源開発と自治

▼地球環境を守りながら、安▼地球環境を守りながら、安 制定する必要はない。 重複している。新たに条例を 制定する必要はない 条例の内容は、既存の条例と

27日の議会の意見書の議決かは、町の基本条例や去る9月 の思いは意見書の内容と同じ ら、建設はあり得ないし、町民

問題がある。

新・維持費に多くの

てきてい る。 てきて

▼節電対策は進ん でいるが、現時点で でいるが、現時点で の電気需要におい が、低コストのエ 治体の協力と現状 の課題を整理した

べきである。 ネ対策の推進を、実行可能な 計画を検討している。この中 で、総合計画や財政計画・実施や議会は町民の意見を聞く中 で、安全で環境に配慮し、省エ 現在、 1) 町

「上士幌町環境基本条例」は、

平成16年度に制定された

0

士幌町の環境の保全、資源

有効活用、循環エネルギー

省エネ対策等、検討に ね制定され、今回の

問である。

今回の条例はこの観点から疑

ましくない

との解説があり、

な条例制定は好

行政効果が不明

8 3 5

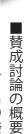
である。 ▼11月11日の東日フェッテュル から、原子力発電の危険性はから、原子力発電の危険性は感じ、原子力エネーに頼るべきでないと思っているし、脱原発を進めなければを進めなければならないと思った。テョの清 計4回の特別委員会にて慎重審議され 12月6日の定例会にて 本条例案は否決されました

設置費や今後の更成制度が無ければ、戦等は、町や国の助業等は、町や国の助

▼町が奨励している太陽光発

に取り組むことが課題。

のではなも、脱 なも、脱 なもののではなものの。 のではなものの。 求された条例を 制定して







た。 成討論がされまし 達の生活を脅かす一 あっても、原発は私ろんな生活不安が ▼今、TPPなど、 (1名の委員から賛

能と判断する。 の町を自ら考え、築いて を反映すべきと考える。自ら ▼今回の条例制定にあたり、 基本理念4点は、十 |本理念4点は、十分実行可実効性について、条例案の 知れない将来を壊すもの。 人の署名があり、意思 今の生活、そして図 議会だより 編集特別委員会 委員長 副 議 長 長

たって画一的ない、国全体にわ

の条例の制定は、

▼自治法

制度が望ましい。

た 。 に つ りの会」より直接請求のあっ みしほろ5000本のひまわ 継続審査となっていた「 くり条例の制定について

案については否決されまし多数の採決が行われ、本条例 た条例制定案について、反対

杉 山 本 山 和 幸 子 昭

町づくりが大変重要であると 角 山 田 保 弘久 一和



条

定では無く運動を展開する内り組みが必要であり、条例制動を行い、国に向け行ってい動を行い、国に向け行っていい。今回の内容は、同じ様な取り組みが必要であり、条例制

げて反対運動を進め、議会と

現在、TPP問題は、町を上

の条例は、 町民の意見 上士幌町

心情に配慮 民の負担や かつ長期展 で、総合的 望の視点で

番の問題と考える。

■上士幌町原発いらない

議会だより NO. 153 臨時号

議会だより NO. 153 臨時号